

第5回 農林・地域活性化WG

議事概要

1. 日時：平成22年10月27日（水）16:30～18:26

2. 場所：永田町合同庁舎第3共用会議室

3. 出席者

（委員）吉田誠（WG主査）、石森秀三、齊之平伸一、澤浦彰治、白倉政司、野高貴雄、
星野佳路、穂積亮次、渡邊佳英、大上二三雄（分科会委員）

（政府）平野副大臣（分科会長）、園田大臣政務官（WG主査）

（事務局）小田審議官、船矢参事官、越智室参事、野村企画官、堂野企画官

4. 議事概要

○小田審議官 それでは、時間がまいりましたので、これから第5回「農林・地域活性化WG」を開催したいと思います。

本日は、分科会長であります平野副大臣、出席を予定しておりましたが、ちょっと遅れておりますので、まいりましたらあいさつを頂きたいと思います。

私は、本日、会議の進行役を務めます、事務局の小田と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。平野副大臣が到着次第、あいさつをいただきたいと思いますので、まず、初めに、農林・地域活性化ワーキンググループの主査でございます、園田政務官からあいさつをさせていただきます。

○園田政務官 皆様には、本日、この規制・制度改革分科会の中におきます、農林・地域活性化ワーキンググループに、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

第1クールから引き続きの委員の先生方もいらっしゃいますし、また、今回から加わっていただきました委員の先生もいらっしゃるということでございます。

そういう意味では、更にこの改革の流れというものを加速させてまいりたいというのが、第2クールの、大変皆様方にはお願いをする大前提でございます。

と申しますのは、第1クールでもかなりの委員の皆様方から活発な御議論をいただいて、そして、また、それが実を結んでいったというところが、皆さん方のお力添えのおかげだと思っております。

それから、やはり何といたっても、政治主導という、ここの政務折衝がコラボレーションのごとくきちんと機能したと、私も第1クールの成果として聞かせていただいているところでございます。また、9月10日と10月8日に閣議決定された経済対策においても、約100項目の規制・制度改革が実現したところです。そのよき部分をしっかりとこの第2クールでもいかしてまいりたいという思いでございます。後ほどまいります分科会長であります平野副大臣、そして、このワーキンググループの主査という形で政務官を務めさせていただく園田でございますが、どうぞ、先生方のお力添えをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

そういう意味では、ただ単に議論を言いつ放しということではなくて、ここで皆さん方が御議論をいただいて、それが確実に制度改革へと結び付けていけると考えておるところでございますので、

もちろん、蓮舫大臣からも確実に議論の成果を出してほしいという力強いお言葉も頂いているところでございますので、蓮舫大臣、そして平野副大臣共々、このワーキンググループでの御議論をしっかりと導いていきたいと思っておりますので、吉田主査の下で、また、お力添えを賜りますことを心からお願いを申し上げさせていただきます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○小田審議官 ありがとうございます。続きまして、民間主査として、総理から御指名を頂いております、吉田主査からも一言ごあいさつをお願いいたします。

○吉田主査 初めまして、吉田でございます。よろしくお願い致します。

園田政務官を御支援いただきながら、皆さんの御協力をいただきながら、何とか汗をかきやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

農業も地方も転換期と言われて久しいのですが、非常に現在の窮状は、本当の窮状と言うにふさわしい状況になっています。ただ、転換して脱却していくチャンスでもあるというふうに考えていますので、是非、皆様と志を1つにしてやっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い致します。

○小田審議官 ありがとうございます。恐縮ですが、報道の方、御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○小田審議官 それでは、議事に移らせていただきます。本日は、年度後半、第2クールの初回でございますので、お手元の資料1に分科会・ワーキンググループの委員の方々の名簿をお付けしてございますが、その4枚目が、この農林・地域活性化ワーキンググループの名簿でございます。この名簿の順に沿いまして、委員の皆様方を御紹介させていただきます。

まず、石森委員でございます。

齊之平委員でございます。

澤浦委員でございます。

白倉委員でございます。

野高委員でございます。

星野委員でございます。

穂積委員でございます。

渡邊委員でございます。

本日は、ワーキンググループの委員で青山委員、大社委員、速水委員、本間委員は、所用のため御欠席でございます。

それから、本日は、分科会の委員から御出席をいただいております、大上委員でございます。

議事に入ります前に、1点、確認させていただきます。このワーキンググループは、議事概要を公開するということになってございます。

それでは、最初の議題2の分科会・ワーキンググループの役割と当面の進め方につきまして、私から御説明をさせていただきます。お手元の資料2でございます。

これは、10月21日に開催されました分科会でお示しをいたしまして、そこで御議論、御意見を頂いたことを踏まえて直したものでございます。

分科会・ワーキンググループの役割につきましては、そこにお示ししているとおりでございます。進め方のところ、これが現時点での粗々のスケジュールでございますが、分科会は、先ほど申し上げましたように、先週 21 日に開催、キックオフをしました。

それから、3つのワーキンググループも、今週月曜日にグリーンを、それから本日、農林・地域活性化、明日、ライフのワーキンググループそれぞれ年度後半のキックオフをいたします。

最後のところでございますが、3月には、政府の方針を閣議決定したいと思っております。

その前に、各省調整がございますが、第1クール同様、政務レベルでの調整を行いたいと思っております。その時間を2月、3月に取らせていただきたい。

それを踏まえ、1月にはワーキンググループから分科会にかけて、報告書の取りまとめ、御意見の取りまとめをいただきたいと思っております。その前に、12月には分科会に中間報告ということを考えてございます。

よって、このワーキンググループでは、11、12、そして1月にかけて調査、御審議をお願いしたいと思っております。

それから、新しい事項の調査審議と並行して、第1クールでの御検討の結果を6月に閣議決定してございますが、そうした決定された事項の、その後の進ちょく状況のフォローアップも並行してお願いしたいと考えております。

以上でございます。何か御質問等ございますでしょうか。もし、ございましたら、挙手いただければ、私の方から指名させていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 それでは、次の議題3の検討の視点に移ります。園田主査から御説明をお願いいたします。

○園田政務官 それでは、資料3を御覧いただきたいと存じます。

先日、これは分科会にお示しをさせていただきました委員の先生方からも御議論をいただいて、御意見を踏まえ、そして、幾つかのポイントを書き加えたものでございます。

それを現在、分科会の委員にも御確認をいただいているところでございますが、各ワーキンググループの共通の検討の視点ということで、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の検討の目的でございます。これは、新成長戦略でも掲げたものでございますけれども、検討の目的は、中期的あるいは長期的な視点での需要の創出と供給力の強化という需給の両面があるという点でございます。

次に検討に当たっての重視すべき点でございます。これは、サプライサイドなどの多様な利害関係者の意見を聞くことはもちろん重要でございますけれども、基本といたしましては、やはり消費者、利用者、一般国民の便益の向上という点、これを図ることを第一として検討すべきであると考えております。

最後の部分でございますが、検討に当たっての留意点といたしまして、現場、そして地域の意見、ニーズの重視という形と、それから多角的な意見を踏まえた議論、さらにはオープンな議論ということで、この3点を掲げさせていただいているところでございます。

共通の検討の視点は、以上でございます。

続きまして、資料4、次のページをおめくりいただきたいと存じます。当ワーキンググループにおける検討の視点を掲げさせていただいたものでございます。

農林につきましては、基本的には第1クールにおける農業の検討の視点を踏襲いたしております、地域経済社会及び国民の安全・安心を支える農林業の成長産業化に向けて。地域活性化につきましては、地域資源を活用した観光振興等における地域活性化に向けてということで、国民的な視座から以下、幾つか書かせていただいております。

○の下に、例を幾つか掲げさせていただいておりますけれども、これは、あくまでも、一番下にも注意書きとして書かせていただいておりますけれども、あくまでも、今の時点では例示でございます、これを必ずやるということではございませんので、今日の議論を踏まえて、また、先生方からも、委員の皆さん方からも御議論をいただいて、こういう視点あるいはこういう項目を議論してもらいたいと、するべきだという形の中で、このワーキンググループを進めていただければと思っておりますのでございます。あくまでもイメージがわかりやすい面を例として掲げさせていただいた部分でございます。

まず、一番上の○のところでございますが、農林業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度の整備、この中には認定農業者制度うんぬんかんぬんという形で幾つかございます。

それから、2つ目の○でありますけれども、優良農地の確保と、有効利用等の国土資源の合理的利用の促進、農地流動化の促進と、例えばそういったこともございます。

3つ目の○、農林業支援組織等の見直し。

次の○でございますが、地域資源の掘起こしと、一層の活用促進という点。

それから、この中には自然公園や文化財等の規制の見直しという点が含まれると思います。

5つ目の○でありますけれども、地域の自律的發展を促す制度的枠組みの見直し。この中には、商店街の振興に係る規制の見直し等々も含まれてくるであろうと思っております。

最後の○でありますけれども、訪日外国人の誘致に資する観光基盤の整備という点がございます。

これらの3つの視点をもって、個別の規制・制度の在り方を検証・検討することを考えております。なお、例という表記につきましては、先ほど申し上げましたけれども、考える項目を示しておりますけれども、必ずこのワーキングで行うということではございませんので、御了承をいただければと思っております。

説明は、以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。御意見、御質問を頂きたいのですが、渡邊委員は、5時ごろ御退席ということですので、もし、御意見がございましたら、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊でございます。申し訳ありませんが中座しますので、先に発言させていただきます。

私は、日本経済が大変に低迷している中で、国民全体が閉そく感に陥っていると思っております。

そのような中で、民主党政権が提示されました「新成長戦略」を強力に推し進める必要があるのではないかと思います。

この中で、規制・制度改革というのは、1つの大きな柱として、大変注目を浴びていくのではない

でしょうか。

したがって、国民に「見える形」で、また、いかに「早く」成果を出すかということも求められているのではないかと考えています。

農業分野については、第1クールにおいて、4回のワーキンググループが開催され、素晴らしい提言がなされたと思いますけれども、政務官から言われたように、一部が若干反映されたということで、ほとんどがまだ反映されていないと考えています。

このような状況の中で、規制改革や制度改革を実現するのは、極めて難しいところがあると思いますが、私も分科会の中で頑張っていきたいと考えています。蓮舫大臣、平野副大臣、それから園田政務官には、大変御苦勞でございますけれども、各省庁との折衝をしていただいて、「見える形」での成果を、このワーキンググループで是非出していきたいと考えていますので、何とぞ、よろしくお願ひします。

○小田審議官 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

それでは、また、後で自由討議の時間もございますので、そこで併せて御議論いただければと思います。続きまして、議題4の農林・地域活性化ワーキンググループの進め方についてに移らせていただきます。

園田主査、お願いいたします。

○園田政務官 1枚おめくりいただきまして、資料5を御覧いただきたいと存じます。

最初の○にございますように、第2クールにおきましては、分科会の下に、医療・介護分野、そして環境・エネルギー分野及び農林・地域活性化分野という3つのワーキンググループを置いております。

その中で、具体的な審議を行っていきますとともに、これら以外のアジア経済戦略でありますとか、金融等の分野につきましては、この親会になりますけれども、分科会の中で機動的に検討を行うということ、先般、御議論をいただきました。

また、当ワーキンググループにおきましては、人数が大変多うございますので、必要に応じまして、ワーキンググループの一部のメンバーの個別的な打合せの検討会、それぞれ農林と地域活性化というような形で、少し分野が分かれる部分がございますので、それぞれ個別に検討会を設けていただくということにいたしたいと考えています。

分科会やワーキングメンバーの皆様方には、御関心に応じて検討会に自由に参加をしていただくということにもなっておりますので、是非、委員の先生方、皆さん方には、農林・地域、2つの分野で検討したらどうかと考えておりますけれども、時間の許す限り、いろんな分野での御討議、御検討もお願いできればと考えております。

それぞれの検討会の取りまとめといたしましては、農林は吉田主査にお願い申し上げたいと考えております。

そして、地域活性化には渡邊委員にお願いを申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。平野副大臣が御到着でございますので、ここでごあいさつ

を頂きたいと思います。恐縮でございます。

○平野副大臣 内閣府副大臣の平野達男でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、座らせていただきます。

改めまして、本日は、本当にお忙しい中、当ワーキンググループに御出席いただきましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

規制・制度改革に関する分科会は、第1次報告書に基づく対処方針を6月18日に閣議決定するなど、3月から6月までに第1クールの活動を終えました。9月30日に開催された第11回行政刷新会議において、蓮舫大臣と私から規制・制度改革に関する分科会の今後の進め方を報告いたしまして、去る10月21日には、第4回の規制・制度改革に関する分科会が開催され、第2クールの活動がスタートいたしました。

私は、規制・制度改革に関する分科会の会長を務めさせていただきます。規制・制度改革は、我が国が将来に希望を持てる持続的な成長を遂げていく上で、また、国民の生活を真に向上させていく上で、最も重要な課題の1つでございます。委員の皆様方の高い御見識を結集し、事前規制から事後チェック行政への展開といった大胆なパラダイムシフトを促すため、蓮舫大臣以下、政務三役が積極的に関与し、規制・制度改革を進めていきたいと思っております。

分科会は、今年度末をめどに対処方針を取りまとめることとしており、期間は限られておりますが、ワーキンググループ委員の皆様におかれましては、是非、精力的な御議論をお願い申し上げます。

ついであるが、菅総理は、この規制改革については、非常に大きな期待を持っておりまして、最後は、いつもいろんなアイデアが出たときに、各省に持っていったときに跳ね返されるというようなことがあるのですが、できるだけここで御議論いただいた話につきましては、蓮舫大臣を始めあるいは政調会長を始め、できるだけ前面に立ちながら、私どもあるいは園田政務官、各省と精力的に折衝してまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

更に、ちょっと手前みそになりますけれども、私は、今、来年度予算編成等の仕事にもずっと関わってございまして、さっきまでヒアリング等々をやってございまして、この議論には、本当は、私はもともと農林省出身ということもございまして、農業団体、農地制度等々については、様々御意見を聞かせていただきたいと思いますし、ディスカッションに参加したいのですけれども、なかなか時間の関係上、ちょっと出られない場合が多いかもしれません。そのことは、おわびを申し上げたいと思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、先ほどこの場で御議論いただいた結果については、できるだけ各省に持ち上げて、しっかりとした議論、折衝をやりたいということだけは、ここでもはっきりと確約をさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

○小田審議官 ありがとうございます。

○平野副大臣 ちょっとまた別の会議で、大変申し訳ございません。

○小田審議官 副大臣は、所用がございまして、ここで退席させていただきます。

(平野副大臣退室)

○小田審議官 それでは、議事に戻させていただきます。先ほど園田主査から御説明いたしました議題の4、農林・地域活性化ワーキンググループの今後の進め方などにつきまして、御意見がございま

したら、お願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 それでは、この農林・地域活性化ワーキンググループで個別打合せとして、農林の打ち合わせと地域活性化の打ち合わせを今後開催させていただきます。農林の方は、吉田主査に取りまとめ役を、それから地域活性化の方は渡邊委員に取りまとめ役をお願いということで進めていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、残りました時間で自由討議に移らせていただきます。

御討議いただくに当たりまして、第2クールの検討項目の抽出母体について、参事官の船矢から御説明をさせていただきます。

○船矢参事官 それでは、資料6をごらんください。第2クール検討項目、これからディスカッションしながら選定をしていくわけですが、その項目の抽出母体として以下のものがあるのではないかとということで出しております。

まず、最初は、当然ながら分科会・ワーキンググループ各委員の御提案ということでございます。

既に、私どもが事前に説明をしていく過程で提案いただいたものもありますし、それから、今後、皆様方から提案シートという形で提出していただくものもございます。

2点目は、政務提案ということで、政務三役からのアイデアを提案いただきたいと思います。

3番目の事務局提案については、特にこの夏からいろんな事業者などから集中的にヒアリングをいたしまして、こういうものがあるのではないかとということ、今日も幾つか提示をしておりますが、そういうものがあるということでもあります。

続いて4番目ですが、先ほど副大臣が御説明をした第1クール、これは資料としては6月15日の報告書がありますが、ここでは決まったことは大体閣議決定になっているのですが、検討の過程で、6月という段階では見送って、中期的な検討項目というふうに、議論の途中の過程でされたものがございます。

その次に、「規制改革100」というふうに書いてありますが、これは今年の9月の経済対策の中で、予算を使わない経済対策として、規制改革の前倒しをするということで、この分科会を経ずに、私どもと各省で調整をした結果、83項目が閣議決定をされたのでありますけれども、その際に、議論のそ上には上ったものの、結局、各省の合意に至らずに、また、中期的な検討課題とされたようなものもございます。

それから、先の9月から10月にかけて、経済対策として、民主党あるいは各野党から御提案というものもございますので、そういうものも検討母体になると思っております。

次に、制定又は最終的に改正をしてから20年以上経過して見直しが行われていないような許認可というものがございます。

これについては、20年もたつと、いろいろ時代環境の変化の中で、規制の見直しが必要ではないかというものも出ていると思います。

各省でも自主的に見直しをするというふうに宣言しているものもありますので、そういうものにつ

いては、各省が基本的にはやっていたかどうかということだと思いますが、各省が見直しをしないというものについて、その存続の必要性について、私どもの方で詰めていく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、9月10日から10月14日まで、国民の声ということで、一般国民や企業の方からいろんな提案を頂いておりますけれども、そういう中で、特に重要なもの、きらりと光るものについては是非取り上げていきたいと思っております。

最後に、過去からの規制改革推進3か年計画ということで、過去に決まったもののフォローアップをしておりますけれども、そういう中で、進捗が遅いものとか、当初決定したことで想定していたものとは別の方向にってしまったというものについてフォローをするというのも、この場で取り上げていきたいと思っております。

ざっと説明をいたしましたけれども、以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。本日は、お時間がまだたっぷりございますので、いろいろ今の検討項目以外も含めて御意見、御自由に御討議いただければと思います。

では、石森委員。

○石森委員 北大の石森でございます。新参加者ですので、最初に検討の視点等も含めて、私なりにちょっと感じている、少し困惑しているところもあるので、それを最初にお話しさせていただきたいと思っております。

分科会の基本的認識として、既に送られてきた資料にあったわけですが、社会全体の閉そく感、国民生活に対する不安、経済活動の停滞、こういうものを前提にして国民生活の安定であるとか、経済成長等に資する改革をしなければならない。

ただ、実際にこれまでやられてきたこととか、今後の検討課題で、例えば古民家を活用するときに、旅館業法で帳場の設置うんぬんがあつて、それが問題であると。

ただ、確かに問題なのではございますけれども、そういうこととか、農家民宿をどう増やしたらいいかと、そういうことが本当に地域活性化の、まさに国民の不安を取り除いて、経済成長を促して、帳場なんていうのは、ミニチュアでもつくればいいし、旅館業法なんて問題にすること自体が笑止千万という感じがしないでもないんですが、そんな悠長なことを言っている場合ではないと思うんです。はっきり言って、北海道から私出てまいりましたけれども、相当厳しい。そういう状況の中で地域活性化ということで、補正予算等々でも様々な予算が組まれてはおりますけれども、本当に、今、送られてきた資料を見る限り、基本的認識と実際に我々がワーキンググループでやることの間のかい離が非常に大きい点が非常に危ぐされるんです。

それは、どういうことかという、例えば失われた20年というけれども、個人金融資産で見ると、バブルがはじけたときに約1,000兆円あったと、それがリーマンショックの前には、1,600兆円くらいになり、現在でも1,400兆円くらい個人金融資産が、これは私が調べたわけではないので、様々なデータからいうとあると。

ですから、失われたと言いつつ、個人金融資産としては活用されないままにどこかに埋蔵されてしまっているということがありますから、そういう意味でいうと、地域活性化を考える、それで、我々

が今、北大でいろいろ研究しているのは、新しい観光をどう生み出すかということの研究しているのです。

これは、別に新しいといっても要素を組み替えるだけのことなのですけれども、例えば、今、欧米ではセカンドホーム・ツーリズムというのは、当たり前であると。日本でも2地域居住というような形が、様々な形で北海道でもいろいろやっているところが多く出てきていますが、それに伴って、なかなかうまくいかない。

ですから、例えば本当に観光を考える場合でも、やれ旅館業法であるとか、旅行業法であるとか、運送何とか法であるとか、それに関わって、様々な細かくは改めないといけないことは、出せと言われれば、山ほど出せると。しかし、本当にワーキンググループで、そういう細かなことばかりをやって、それを本当に日本という国が、決して私は力がないはずはないと、本来、もっともっとの確に政治主導がなされれば、打つ手は幾らでもあるはずであると。

ですから、送られてきたがんじがらめのものの中で、つじつま合わせで地域活性化でこういう改革をすればいいのではないですか、規制が問題ではないですかということとは簡単ですが、けれども、本当にそれで地域における観光はうまくいくかということ、決してそうではないのです。

ですから、例えば現実に農商工等連携促進事業というのが、昨年度の場合には、**330**億円予算が投入された。農商工等連携ですから、当然観光が中心に座ってしかるべきなんですけれども、現実には座っていない。これは法律上も様々な制約がある。

また、中小企業庁が中小企業地域資源活用促進事業、これも**07**年に法律を決めて、**08**年からやっています。これなんかは、明らかに観光資源を活用して、地域活性化事業というのは既に取り組んでいます。これは地域から提案が出てこないのです。地域資源は、日本には山ほどあるわけです。だけれども人材がないということですから、地域資源の掘り起こしということは、もちろん、今回のワーキンググループでも重要課題になると、それは全く重要課題なんですけれども、掘り起こしということと併せて、やはり人材がないと、うまくいかない話になっていきますから、そういう意味では、特に今回の資料3で御提示いただいた検討の視点の中でも中長期的な視点が重要であるということでもあります。

もう一つ、ここに明確に資料3には出てきませんが、余り財政支出を伴わないような形ということも1つの条件になっていきますから、そう考えたときに、私はもっと、特にシニア世代、特に団塊の世代を調査しますと、これはいろんな調査がありますが、大体大都市圏に住んでいる団塊の世代の約半分は田舎暮らしも経験したい。ですから、チャンスがあれば、大都市圏には住んでいるけれども、緑の多いところにセカンドホームを何らかの形で持ちたいという人が半分くらいいる。それも調査では、大体**500**万円くらいであれば、別荘的なものにお金を出してもいい。できることなら、土いじりであるとか、農的生活も楽しみたい。現に団塊の世代というのは、7割くらいが、かつての農村地域から出てきていますから、そういう意味では、ある種のDNA的にも、そういう緑のあるところで暮らしたいというのはあるわけで、そして、現実に北海道の市町村でもそうですし、今日、3人の首長さんもいらっしゃっていますが、地域は本当にどうやっていくかという1つの可能性として、2地域居住であるとか、セカンドホーム・ツーリズムみたいなものを何らかの形で制度的に

も様々な規制改革も取りながら進めていくというようなことも当然視野に、恐らく入れていかないといけないのだろうという感じがしています。

ただ、それと送られてきた資料で見ると、何となくそういうことを考えて、そういうことを発言すること自体、次回からあなたは来るなど言われかねないのではないかという場違いな困惑も感じているということも偽らざるところでありますので、そこら辺をどういうふうに考えればいいのかということで、大変失礼ながら、まず、最初にそういう困惑を感じているというようなことで意見を述べさせていただきました。

○小田審議官 では、事務局から一言申し上げます。ワーキンググループの委員の方の御提案というのを、私どもは大変期待をしておりますので、まさに今、石森委員がおっしゃったようなことをどんどん出していただければ、そうしたものを検討の対象として、このワーキンググループなりで御議論いただければ、それで結構だと思っております。

では、齊之平委員。

○齊之平委員 少し具体的な話でよろしいでしょうか。弊社が所属する商工会議所で、今、一番会員からニーズ、要望があるものは金融です。ですから、この金融の面で、この規制改革をまずやっただくと、その影響力というのは、非常に大きく、特に中小企業に出てくると思います。

リーマンショックの時に、急に銀行からの締め付け、貸しはがしとかがあって、私の友人も非常に困ったと聞いています。

アメリカの金融事情によって、日本の中小企業が影響を大きく受けてしまう。これは非常に不合理な点だと思います。

ですから、私は、地域の企業は、地域の人々が支援する、若しくは融資するという仕組みができないか考えています。そうすることで、地域の企業は安定的に成長でき、地域の雇用も確保されるということでございます。

今の時代はインターネットのホームページを活用すれば、幅広く呼びかけることができます。若しくはパン屋さんとか、レストラン等は店頭で呼びかけるということもできます。小口の金融を銀行を介さないで直接金融で集めるという規制緩和を是非お願いしたいと思います。

中小企業の場合は、間接金融がほとんどで、直接金融というのが非常に少ないのが現状です。社債を公募するということになりますと、銀行に頼んだり、証券会社に頼んだり大変な費用がかかり、とても中小企業ではできません。私募債という制度があります。ところが、50人までということで、なかなかそれでは十分な資金が集まりません。私は、半分は間接金融で銀行からお借りして、半分は直接金融で地域から借りられるようにする。そうすると、金融情勢に影響を受けにくく、安定します。こういう不況のときでも思い切って新しい投資を試みようとする前向きに計画することができます。それで雇用を増やそうという動機づけになると思います。

これが銀行だけだと、新しいことに投資するには、またサブプライムローンみたいなことが起きて、投資した途端に引き上げられてしまうというリスクを考えてしまいます。地元の多くの人から得る資金というのが一番安定していると思います。

ですから、まず、私募債を規制緩和することとか、県で中小企業のための債券の市場をつくって

く。非常に安い費用で幅広く、例えば一口5万円くらいとか、10万円とか、それで幅広く集める。もし、50人だったら5万円だと250万円しか集まりません。規制緩和してそれを500人とか5,000人とかに増やし、ホームページを使って大勢から資金を集める。そして、地域とその会社の結び付きを深くしていくと、地域の人々が地域の会社を支えて、また、地域の雇用も守っていくという仕組みができるのではないかとこのように思っていますので、よろしくお願いします。

○小田審議官 澤浦委員、お願いします。

○澤浦委員 私、澤浦と申します。よろしくお願いします。

私は、農業法人を経営させていただいていますが、今回のこの会議の中で、世の中がどういう状況になっても食料をしっかりと国民といただきますか、お客様に届け続ける仕組みをつくるためにどうしたらいいのか、その中で守っていかなければならない規制と、変えていかなければならない規制を自分の中で整理してお話をさせていただければという思いで参加させていただいております。

その中で、今、農業法人を経営していて、農業という産業は、資本産業でありまして、やはり今、言われたように、お金の問題というのは、非常に大きな問題があります。

私は、上場企業が農地を取得するということに関しては、いいとは思っていません。これは、畑、要するに農業生産地である耕地が、上場企業が取得して、例えば外国の人に渡る可能性のことを考えると、上場企業の農地取得はいいとは思っていないんです。ただ、資本というものをしっかりと厚くしていくという中で、私は、今の制度の中で、無議決権株式の上場制度というのを創設する必要があると思っております。

もう一点、農地の問題ですけれども、農地について、自分たち、農業経営者が農地を集めて機動的に集約して農業経営をやっているかと思つたときに、そういった集積をしっかり行ってくれる人が必要だと思っております。

現状は、どちらかといいますと、農業を辞めて出てきた農地をどう処理して、ほかの人に貸せるとか販売するという機能しかないのですが、そうではなくて、私たち農業法人がこの地域で、このくらいの規模で、このくらいの経営をしたいと思つたときに、1つの例で言えば、不動産屋さんが、その地域の農地を集めて、1つの広い農地にしていくというふうな制度や仕組みができると、私たち農業法人が広い農地で農業できるような環境が作りやすいと思っております。

もう一点、市場のことはちょっとよくわからないのですが、私たちは契約栽培を多くやっております。お客さんは生協さんであったり、外食産業であったり、それから加工しているメーカーさんであったりしますが、野菜の場合、そのときの天候で量の過不足や、いろいろな状況が起きてくるわけです。

そのようなリスクヘッジのため、野菜安定化基金という制度があるわけですが、これは今まで系統が中心で積立てをして使われていたもので、その積立金の問題で、新たに私たちがこれからやるといった場合に、その制度の活用ができていない状況です。

私は、安定化基金が消費者と生産者が直接、需要者と生産者が直接契約をしてやる場合に、改めて生産者と実需者、国で積立てをしてその安定化基金が使えるようになった場合に、使う側も天候異変のリスクヘッジができる。それから、生産する側もリスクヘッジができるという形で、お互いに安定

した契約が結べると思っております。

そういった制度があるといいなと考えています。まだ、ほかにもいろいろとあるわけですが、また、随時お話をしていきたいと思いますが、その3点について、今回はお話をさせていただきました。

○小田審議官 白倉委員、いかがですか。

○白倉委員 お考えいただいて大変光栄に思っています。先生方のお話のとおり、大変地方が疲弊していることは確かで、何とかしようという流れがあることは肌身で感じます。

自民党の時代に地方分権だとか、民主党になって国と地方を表す言葉として地域主権の確立とかがありました。基本的には、自主自立、自己責任というか、自分たちの地域は自分たちでという時代の流れを感じて、ある面では結構なことだと思います。でも、地方でできることは地方でというのはわかりますけれども、地方でできないのをどうするかという議論が非常に寂しかったような気がします。ある面では、そういう覚悟で今回も取り組みたいなと思っています。

もう一つは、こうやって規制・制度改革に関する分科会でどれだけ、ちょっと生意気な言い方ですけども、財政的につくることができるかどうかわかりませんが、それがマニフェストの捻出だけだったならば寂しいと思います。せめて900兆円、1,000兆円という国の借金を、たとえ100分の1でも埋め合わせができるような財政の健全化のためにも努力できるというような議論でなければ、今日の私どもの分科会の域ではないですが、ワーキンググループの域ではないですけども、率直に言ってそんな思いもします。

ある面で言うならば、それはまたこっちに置かせてもらって、小さな政府でも元気な日本をつくることができるだとかというような議論を積み重ねてみたいなと思っています。

いずれにしても、月並みの言葉だけれども、農で食っていき、林で生活できて、観光で地域活性化するんだと、こんなような議論を皆さんと一緒に進めてみたいと思っています。

以上です。

○小田審議官 それでは、野高委員、いかがでしょうか。

○野高委員 私は、今回、このように選ばれたのも、どこで私を見つけたんですかということでお聞きしたいんですが、実際に、こんなことを言うては生意気かもしれませんが、私も35年間いろんな意味で農業を見ながら、政治の場でいろいろやってきました。けれども、この国の景気がだんだん悪くなってきたというのは、農が衰退するとともに、この国も大変な事態が来たと。

今、私は、農は国の要であると、農なくして国の繁栄はないというのが基本的な理念でいろんな農業対策をしてきました。

ちょうど15年前に、食管会計が外れて、米が自由に売れるということをとらえて、私は、「おかずのいらぬかわちのお米」というお米をブランド米として全国に売ろうということで、株式会社をつくりまして、大変いろんな意味で反対もされたりもしたんですが、なぜそうしたかと、やはり農家の経済を安定するには、農家の人たちにも商売人になってもらおうと。おかげ様で、今は黒字経営をずっと続けていますけれども、ただ、残念なのは大変高齢化をしてしまった。

皆さん、日本の農業の在り方、どういう現状か、そういうものを政治をやっている方は余り把握し

ていない。それで、いろんな農業の、私はいつも簡単なことなんです。パンフレットをつくったら、横文字書くなと、横文字ではないパンフレットをつくりなさいと。なぜ、こんな美しい日本語を日本人はしゃべらないで横文字で書くのか。

というのは、70歳代が中心なんです。68歳から75歳が私どもの町で一番中心なんです。その人たちがトレーサビリティとか、いろんな横文字を書いているとわからないんですよ。ですから、シンプルに書いてくれ。わけのわからないのがいっぱい書いてありますね。

そういうところも踏まえて、今日はもっと大きな日本の農業をどうするのかというような視野から議論するのかなと思って、顔を出したんですけども、ここにある規制改革どうこうなんていう小さなことでは、もう、次から来なくてもいいのかなと、それは冗談ですけども。

河内町というのは、首都圏から50キロ圏で成田の対岸です。成田空港までちょうど直線で14キロなんです。利根川に沿った細長い海拔4メートルくらいの町なんです、大体農地が2,800ヘクタール、その中で1,600ヘクタールが水田なんです。ですから、おいしい米どころなんです。

そういうことで、この前、私も民主党に期待したんです。農家の所得補償をするということで、これはフランスみたいに中山間部の農家がやっていたりするような補償でもするのかと、民主党に期待したら10アール当たり1万5,000円、その1万5,000円を受けられる人が何割いるかというのと、私どもの町で対象になる戸数が30%くらいしかいないんです。それを今度は農協はどんなことをやっているかというのと、その1万5,000円を、米価に反映して設定したわけです。

ということは、10アールで8俵取れるから、1万5,000円の補償は1俵当たり1,800円になると、仮に米価販売額が1万5,000円とすると、1,800円を差し引いて約1万3,000円になる。だから今年は物すごい下落してしまったんです。

この間も、私はちょっとお話ししたんですけども、今、米の1俵当たりの生産原価どのくらいか知っていますか。大体生産コストは、1万7,500円かかるんです。それをどうしているかといったら、減価償却資産と労働力をもってやっているんですけども、今年の1万1,000円のような値段が出たときに、大体7月の下旬に作況指数が出るなんていうのはおかしいわけです。作況指数を105で出した。これは、商社の陰謀だろうと、全部商社にお米を集められてしまったんですよ。安いお米で、ですから、今年の暮れからお米は上がるだろう。でも、そういうところが農家の実情なんです。

それで、一番は何といっても怖いのは、生産者がすごい高齢化してしまったんです。私どもの町でも一番多いのが67歳から75歳、その次、75歳から80歳、その次が60歳から65歳代、これは私どもの町だけではなく、日本全国そういう状況だと思うんです。ですから、この国、日本民族は、新潟の佐渡のトキと同じ運命を、今、たどっているんじゃないかと。

なぜかと言ったら、トキはなぜ減んだかといったら、えさがなくて減ってしまったんです。戦後の食料増産のためのパラチオンとかで、ザリガニとかがみんな死んでしまって、我々も、もうそういう状況にあるんじゃないか。

今、もうアメリカは食糧安保です。世界で一番農業にお金を出すのはアメリカですね。50年前は世界で30億人しかいなかったのが、今、67億人もいるわけです。日本は1960年代で83%くらい自給率があつたんです。今、40%で、何で40%なのかというのと、カロリーベースの総合食料自給率が

40%なんです。重量ベースの穀物自給率は25%しかないんです。

ですから、その辺のところから国はどうするか。一次産業をどうするか。山からクマが出てきたり、サルが出てきたり、イノシシが出てくる。そうではないんです。林業も寂れて、みんな山の手入れがなされていないから、彼らのえさがないから、あなた方の番ですよと来ているんです。ですから、その辺のトータル的なものをきちんこの国は考えないと、本当にどうにもならない。

もうどうにもならないところに来ているんです。けれども、農林省のデスクの上には若い人がいるんです。なぜかという、今の土地改良や何にしても、担い手育成事業なんです。担い手がいなかったら採択されないから、例えば園田さんのお父さんも、農業後継者に、園田さんを書いているんです。そういう人がいっぱいいるけれども、現実にはゼロなんです。

そういう意味で、私も思いっきり言ってきてくれと、いろんなことで出てきたんですが、茨城農業改革の時も8年前から1年半くらいかけて議論をして、茨城県もおかげ様で、今、農業生産2位になりましたね。ですから、それは、何といても底辺の人たちが食べられるような農業にしていかなければならない。

それで、農業はばらまきだなんて騒いでいる人がいるけれども、農業は種をばらまいて、肥やしをばらまいて、労働力をばらまいて得る収入だから、ある程度それに見合った収入は、一次産業ですから、国が保護するなり何なりしていかなないと大変なことになると思います。食管会計が外れてから物すごくなくなってしまったんです。

この3年前ですか、規模拡大農家制度、あれでもがくんときてしまったんですね。規模拡大以外の人は対象にならないというわけです。

ですから、そういったトータル的なもので、もっとどうするのか。民主党さんが言うように、所得補償、生活補償をするのかと思ったら、何か1万5,000円で、あれでは何か余り期待して失敗したなと思っているくらいですよ。

だけれども、現実的に、いろんな意味で、こういう分野ごとで規制を外したりするのはいいことだと思うんですけれども、基本的にどういうスタンスでどう守っていくと、これから若い人が地方に残ってくれるのか、私どもの町も、私らが育つところは年間出生者数が500人までいたのですが、今は年間50人から60人ですよ。今、私どもでも何とかしたいということで、2人産むと50万円、3人産むと100万円、町独自でやっているんですよ。1万3,000円とか、2万6,000円にする子ども手当、うちのせがれが怒っていますよ。民主党に2万6,000円くれるから入れたのに、結局、そういう意味でどうするかということは、やはりお金がかかる時は出して、ある程度、食糧だけは国が守らないと駄目ですよ。絶対に。だから、主食は、私は国が管理するべきだと思うんです。そうじゃないと、他国にやられてしまいますよ。怖いですよ。

何かこんなちまちましいことなんていうのは失礼だけれども、もっとそういう大きな基本的なものをきちんとしてもらいたいですね。

ということで、済みません。ちょっと思いきったことを言わせてもらいました。

○小田審議員 ありがとうございます。分科会の名前が、規制・制度改革分科会なので、ただ、これまで割と規制の細かい案件を積み重ねてきたアプローチが続いているものですから、また、制度面

でも踏み込んだ御意見をいただければと思います。

○園田政務官 大局的な、今、おっしゃっていただいたように、大きな政策、制度を語るときにそれに付随していろいろな規制がかかってしまって、これがなかなかうまくそっちの方にいかないという点も出てくるはずなんです。

したがって、おっしゃるように、どういうふうに持っていったら地域が活性化するか、あるいは農林業が活性化するかという視点も、もちろん大局的な視点で語っていただいて、では、それに向かって規制がどういうものがかかっているか、この部分は改革して規制を撤廃していったら、そっちの方に向かっていくという方向性が見いだせることにつながるのではないかと思います。

○野高委員 規制していても、例えば認定農家制度というのがあります。認定農家制度は、当初、今から15年前は、私どもも最終年度を60歳にしたんです。そうしたら、5年で見直すんですよ。5年たったら、65歳になったら、みんな同じ人が65歳なんです。今度は65歳にしたんです。また5年たったら、みんな同じなんです。それで70歳にした。今年か去年か、今度は70歳以上にしました。ですから、日本農業は、いろんな規制の中で、お金も使えます、いろいろあります。けれども、もう70歳の人にお金を貸さないですよ。制度資金も何にも、でもそれが実態ですよ。ですから、いろんな規制があるの、でも、これを変えたから元気になるかといったって、使う人がそういう年代になってしまった。ですから、その実態の把握をもっときちんとおやりになった上で、どうするか。

例えば農業委員会を廃止して、例えば地方に任せるとか、これは一つの案としてはいいと思いますよ。けれども、農業委員会の審議は国が外さないですよ。外さないと思いますよ。それを地方に任せるということは、私はしないと思います。既得権がなくなってしまうから、そこもしっかりと議論していただいた方がいいのではないですか。

○小田審議官 澤浦委員。

○澤浦委員 先ほど、若い人が農業をやらなくなったというのには、私は理由が幾つかあると思います。1つは後継者を育てるだけのお金、所得がないということが大きな問題だと思います。

あと、もう一つが、農業が経営になっていかなかったということがあると思います。

もう一つ、この間、ドイツに行ってきた、ここが大きく日本と違うなと思ったのは、ドイツでは小学生の時代から、1か月間、ほぼ全員が農村に行って、農業体験をしているということです。

この就業体験というのが、日本の中では余りにも少な過ぎて、職業に対しての子どもの意識というのが非常に低いなど、これは農業だけに限らず、いろんな産業の中で、今、問題になっているのではないかと、私は感じます。

ですから、また、後で申し上げようと思っていたのですが、産業人あるいは農業人としての教育に関して、OJT研修でも、それから子どもの教育でも、食育でも、そういった教育に何十年かかっても、しっかり取り組んでいく必要があると思っています。

○小田審議官 ありがとうございます。星野委員、お願いします。

○星野委員 私は、観光分野で、農業のことは全くよくわからないので、そこに何かしらの意見を言うつもりはないんですけども、ただ、同じ地域活性化ということなので、今回、地域活性化のこの規制・制度改革の内容について考える上で、ちょっと農業とか観光とか、地域に関係する分野の共通

の概念、活性化とは何かみたいな定義が何となく必要な感じが、今日、意見を聞いて思いました。

基本的には、目的に書いてあるとおり、需要創出と供給力強化というところだと思うんです。産業に対する需要創出、供給力の強化というのは、基本的に私は健全な競争促進しかないと思っているんです。これは大きな概念です。ところどころ弱者対策やセーフティーネットや、いろいろなものがあるのは前提としていますが、基本的には、今回の、私が理解している、特に観光分野における規制・制度の改革においては、健全な競争を促進していこうということを、やはりもっと考えるべきだというスタンスで、私は取組みたいですし、そうあるべきだと思っています。

それぞれ、この業界の中で仕事をしていますので、私たち自身も事業者なんです。したがって、事業者の視点で、国に何かをしてほしいということを出すと切りなく出てくるんですけど、ただ、委員会の委員として、やはり私たちの共通ベースとしては、今回は改革の方向性は、健全な競争を促して、需要を創出し、かつ供給力を強化しようというところを考えた方がいいんじゃないか。

そうしてみると、規制改革で扱われている項目を見ると、いろんなものが入ってしまっているような感じがするんです。何となく、こうすると便利だねという程度のことも書いてあるし、それからこうすると時間の短縮になるね、ということも書いてあるし、それからちょっとここは弱いから国にこうしてもらえないかというようなお願いベースのことが書いてあったり、又は、ここは競争力強化になるね、健全な競争を促すねというような内容も入っているの、健全な競争を促進するという視点でちょっと整理する必要があるのかなと思っています。

もう一つ、私がいろいろ提案している規制・制度改革の中で、よくよく法律の内容や規制を調べてもらると、法律的にはできる内容というのは、結構多いんです。国は、余り規制していませんよと、制度的には、そんなに規制に当たっていないようなものが多いんですけど、私たちから見ると、実質的な規制になっているケースというのは、結構あるんです。そこを見極めて提言するのが少し大事なかなと思っています。

実際に、これはこういう条件がそろえばできるようになっていますというようなルールづけになっているものが多いんですけど、例えば地域の合意があって、首長がOKすればできるはずですよみたいな話なんですけど、だけれども、実質的に地域に行って首長に話すと、まず、前例がないということを言われたり、前例がなくて駄目だということは、実質上、ほとんど無理だということを言われているようなものなんですけれども、それからコンセンサスが取れませんか、政治的なリスクがあるとか、いろんなことを言われまして、やはり権限を国が放棄して現地に渡しているんだからできるはずでしょうと言われても、競争の促進と供給力強化という意味だと、やはり我々事業者からしてみると、実質的な規制が効いてしまっているというパターンがあるんです。そういうものをどうやって扱っていくかというような視点も少し入れていかないと。その目的が、一応規制を権利として自由にしておけばいい社会なんだ、という視点の規制緩和ではなくて、今回は、やはり経済力を強化していこうという視点ですから、制度を改革する限りにおいては、むしろ、そういう事業者にはどんどんやらせようという、そういう視点をもった改革にしていかなければいけないんじゃないかと、私はちょっと感じています。そういう視点で、ちょっと整理していくような議論が大事なのかなと思いました。以上です。

○小田審議官 それでは、穂積委員、いかがですか。

○穂積委員 愛知県の新城市から来ました穂積と申します。今日の5回目から初めてこのワーキンググループには参加させていただいています。以前は農業ワーキンググループと言っていたのが、今回から農林・地域活性化というふうになりまして、私が市長をしている新城市というのは、愛知県の一番東の端でありますけれども、面積のうち82%は山林という、三河材の産地ということもありまして、多分林業分野でのいろいろな問題、発言提起を求められているのかなと思いました。

それとともに、中山間地の農業、観光等も大変大きな政策課題になっていますので、勉強させていただきたいと思います。

それから、規制改革項目なんですけど、事前に担当の方から、それぞれ私どもの市からもある程度リストアップするよという要請を受けまして、今月中ということでしたので、今、取りまとめておりますので、いずれまとまった形で言わせていただきたいと思います。

その上で、今日のところは、規制・制度改革についての私の理解を申し上げて、例えば林業の分野であれば、何を目標にしたいかということをお願いしたいと思います。

私は、規制・制度改革というのは、今、議論が出ましたけれども、現在ある規制をいろいろリストアップして、それが個々においてどうかということはもちろん議論をする必要があるんだけど、規制・制度の目的というのは、基本的に新しい社会層、どういう社会集団をつくっていくかということに向けられるべきではないかと思うんです。

ちょうど、半年くらい前に、東京でタクシーに乗りまして、タクシーの運転手さんと話をしていたら、タクシーの規制改革の話になって、今では、若い連中は結婚なんかあきらめているよ、嫁ももらえないような職業をつくってどうするんだと、こういう怨嗟の声を聞きました。

それで、タクシーの規制改革が成功だったかどうかというのは、見る角度によって違うと思うのです。農業ワーキンググループの今までの規制・制度改革のリストあるいは報告書を拝見していると、基本的には戦後の農地法や農業基本法が想定していた、いわゆる自作農と言いますか、家族経営を基盤にした自作農主義の枠をもう一步越えて、新規の参入を促していこうという目標があると思います。そのために、土地利用の規制を緩和したり、あるいは農業委員会、農協の在り方を問うたりしていると思うのです。

では、林業は何だと言いますと、林業については、参入障壁というのは、基本的にありません。お金さえあれば、山林はだれでも買えますし、外国の方でも幾らでも買うことができます。

それから、もちろん、森林施業計画等々いろいろな問題がありますけれども、伐採について非常に規制の強い一部の保安林等を除けば、ある意味では、自由気ままと言いますか、今では切ったまま放置をされているような森林もたくさんあります。

それでもなおかつ林業を再生していこうとすると、今までの林業施策の基本的な枠組みは、森林所有者が、いかに林業への意欲、モチベーションを高めて、林業活動をしてくれるか、そのためにどれだけ山主に利益を還元できるかということに焦点を当ててきたと思います。

ただ、既に所有者イコール経営者というのは、ごく一部の、今日はお見えになりませんが、速水さんのような非常に優良な山林経営者、山林所有者に限られていまして、所有しているけれども、

山を持っているかどうかさえ知らない、不在地主が増えている。そして、ほかに職業を持っておられるから、山のことに興味が無いという方が多くなりました。それを森林組合等がカバーをしているわけですが、私が思うには、これからの林業再生ということを考えたときに、所有者マインドに依拠するのではなくて、森林整備ということ自身を、1つの社会事業の目標と掲げ、そこから利益を得るような仕組みづくりをする中で、山主でなくても森林を管理し、そこから上がる収入で暮らしていける、そういう志を持った人たちが職業として成り立つような、そういう林業改革であるべきではないか、そうしたいという気持ちであります。

そのときに、何が問題になるかといいますと、例えば森林法の10条の第何項等々には、森林整備についての市町村の責務が書かれています。その中では、例えば放置をされて、国土の保全に非常に有害になるとされる土地については、市長がその所有者に勧告をして、その勧告が聞き入れられなかったときには、ある程度行政執行のような形ができるくらいまでのことが書かれています。書かれているけれども、それを実行する、担保する権限は何もない、権限というか、政策資源がありません。何かと言いますと、すごく簡単なことです。所有者がわからないということです。所有者の特定ができない。そして、その所有者の境界も特定できない。

そうしますと、境界の特定できない土地を整備するということは不可能ですから、後でもし、それが私権の侵害になれば、公共団体としては立っておれません。

では、どこからわかるかといいますと、これは森林林業再生プランの公開ヒアリングの中で、豊田市の森林課長が発言をしているんですけども、固定資産税の課税台帳、ここには当然納税義務者が明記をされていて、それを当たれば、当然、所有者といいますか、責任を負っている者というのは分かるわけなんですけども、同じ市の中でも課税情報というのは、非常に大きな制約がありまして、当然、森林サイドは、それを見ることはできません。

これは、農業でも同じかもしれませんが、農業の場合は、もう少し厳密なところがありますけれども、森林について言えば、登記上の所有者はじいさんの代でだれもわからないよと、あるいは村持ちの共有で入り組んでしまって、だれが何やらわからない。ただ、課税の面では納税義務者というのがあるわけです。では、その納税義務者を所有者とみなして、その方に対して、ある一定のインセンティブを与えたり、逆に施業しなかった場合のペナルティーを課したりする。そういう仕組みが、まず、どうしても必要ではないだろうかということを、豊田市の森林課長が言っているんですけども、私どもも問題意識を共有しながら、そのことについては、大変共感を持ち、私どもも同じようなことを提案したいと思っています。

それから、そうなりますと、森林法あるいは森林・林業基本法の中に、森林とは何ぞやと、その森林というものが、あるいは森林所有者というのが、どういう社会的な役割を果たさなければいけないのかということは、書かれていません。森林所有者とは、林地を所有して、保有しているものだという規定しかない。

農業基本法あるいは農地法の中では、国民の食料の生産手段としての農地と、位置づけを明確にしています。それがためにある一定の規制をします。その規制が時代遅れになったから、今、改革しようという流れだけでも、森林については、もし、これから森林の生態系を保全して、それと林業

経営を両立させようとするれば、その土地を所有する者のある一定の使命、社会的な責任というものを明示すべきだと思うのです。最上位の概念として明示をすべきだと。

その上で、森林情報にアクセスする手段をいろいろと改善をし、あるいはある一定の事業目的に照らして妥当ならば、その森林情報にアクセスできるようにすべきだと。

それで、今、森林林業再生プランというのが概算決定されていますけれども、それによりますと、平成 24 年度には、すべての私有地の森林については、集約的な施業ができる体制を整えると書かれています。

それは何かというと、私有地というのは、1ヘクタール持っている者も、10アールしか持っていない者もたくさんあります。そのすべての所有情報を集約しないと、そんなことはできるはずがないのです。だけれども、それをだれが特定するのでしょうか。だれが大きな面積の確保のための仕組みづくりをするのでしょうか。それは市町村の責務でもあるんですけども、では、それをやるための権限が全然担保されていない、資源がないということでもあります。

そして、そこに新しい民間事業者が、山林所有者以外の民間事業者、例えば土建屋さんが、今、業態転換をどんどんしています。それが入ってこようとしても、基本的なだれの土地で、いつ、どんな施業をしていて、これからその所有者はどういうマインドでいるのかということは何もわからないところが虫食いのようにたくさんあります。それを大きく大面積に集約して面的な整備をしようというのが、今、林野庁が考えている新しい再生プランで、私はこれは正しいと思うんです。正しいのだが、それを実行する最後の大きな根幹である、要するに所有の問題です。それについての情報がある程度整備をし、そして、その責任ある方に対してアクセスさえできない状態を改善していただかなければならないと。

若い人で、都会からIターンで来たりして、林業をやりたいといってくる人がたくさんいます。今、愛知県の中では、林業の新規就農者の6割が県外からのIターン者といわれています。その方たちが森林組合なんか勤めても、結局、森林組合の労務の中の一コマにされるだけで、その意欲というのがほとんど報われない。それで、所得も非常に低いということもありますけれども、それは究極のところ、山林というのは、所有者が絶対的な優越の地位にずっといましたから、それを持たない者が林業に参入してくるといというのは、ある意味では、単なる手間仕事としてやっている、労務をやっているだけになってしまいます。

そうすると、自分はこういう森林をつくっていききたい、森の中でこうやって暮らしていききたい。自然の中で子どもを育てていききたいと思ってきたその意欲というのは、実現されない。

ということは、きちんと意欲があり、バックアップさえすれば、ある一定の面積を所有者の皆さんから委託を受けて、林業し、あるいは整備をし、森林生態系を豊かにしていく、そういう仕事が成り立つような、ドイツでいえば、森林官とかフォレストナーみたいなのがありますけれども、そして、小さな農家の方も林業に目を向けていくような仕組みづくりをしていかなければいけないのかなど。

繰り返せば、そういう社会層・職業層を新しくつくっていくんだと、農業であれば、非農家の方も入って、経営的にやっていけるようにしようというのが、1つの社会目標だとすれば、林業においては、所有者というものと経営というのをはっきり分ける時代に来ていて、経営ということにマインド

を持てる人たち、そういう社会集団を育成していくことのために、不要あるいは無駄な足かせになっている規制や制度を撤廃し、逆に言えば、必要な規制は、所有者に対してコントロールをかけていかなければいけない。そんな立場で発言をさせていただきたいと思います。

○小田審議官 ありがとうございます。大上委員、いかがですか。

○大上委員 私は、前回の分科会から継続しているメンバーなのですが、前回、初めての会合があった時に、皆さんがおっしゃったことと全く同じ、こんなちまちました項目ベースの議論よりも、もっと本質論というのではないのかというような話を、たしかさせていただいた記憶があります。その時の記憶がまざまざとよみがえってきまして、そうだなと思いました。

一方で、こういう項目が並んでいることには、それはそれで理由があるというのも非常によくわかっています。

ただ、言われたように、社会システムとか、あるテーマで目的を達成するために何をやるのかと、例えば2か所居住をスムーズにするためには、どうすればいいのかとか、あるいは農家が経済的にやる気のある農家を育成するために、経済的に成り立っていきちゃんとした農家を育成するためにどうすればいいのかというのは、やはりちゃんと社会システムとしての目標は明確にした上で、その目的合理性の中で項目を議論すべきであるということ。

あと、明らかに時代に合わないような、例えば観光行政なんでもともとなかったわけですね。それが観光庁ができ、観光立国とやってやっていると。そうすると、今、観光にかかわる様々な制度とか規制というのは、各省庁の間にばらばらにあって、旅館業法なんていうのは、厚生労働省だと思えますけれども、あれなんていうのは、まさに途上国のときに、どう衛生面を担保するかというような視点でつくられた法律であって、では管轄が果たして厚労省で今の時代でいいのかとか、そういういろいろなところに散在している前時代的な問題というのがあるわけです。それを果たして現在の枠組みで議論をして、こういうちまちました項目を議論していくということがいいのか。あるいは観光行政については、改めて1本柱を立てるべきであると。多少規制事項の所管をダイナミックに移すくらいの議論をやるかと、それくらいの幾つかの主要な項目については、今回、時間がもう少し、前回2か月しかなかったんですが、今回、4か月くらいあるみたいですから、幾つか、1つでも2つでも何か主要な分野に大きく提起をして風穴を開けていくような、それくらいのことをやるということが、このワーキンググループとして目標設定してはどうかと思いました。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。先ほど穂積委員がおっしゃった規制を緩和すべきところは緩和し、強化すべきところは強化しというのはそのとおりでございまして、事務局がややせん越で大変恐縮なんですけれども、例えば昨年12月の経済対策で、私どもの規制改革の方から森林法の見直しというのをに入れてもらったのがございます。これは広域で施業しようとする、路網を整備しないとイケない。ところが、地主が不在だとか、不明の林地があると、そこを避けて路網を通すとなると、非常に非効率だと。それで、機械を入れようと思えば、道を密に入れていかないといけないのが、不明地主、不在地主の林地を除くと、こんなことになって非常に非効率だということから、不在、不明地主の林地にも、あくまでも路網を引くに当たって、同意取付けのデュー・プロセスが要る

と、ところが、今の森林法にはそれがないので、そういうものを入れるべきではないかという問題提起をしまして、それで、林野庁の方も、最初は私有制限につながるものですから、ちょっとちゅうちょされていたんですが、政務折衝の結果、やりましょうということになって、もしその通り進んでいけば、来年の通常国会に森林法の改正を出すというのが、今、我々が伺っているところで、まさにある意味強化というか、ルールのないところにルールをつくるということが、そういう業の促進につながるという例も取り上げられたことはございます。

あと、頂いている時間まで30分ございますが、いかがでしょうか。

○白倉委員 結局、この事項、項目を見ただけでは、農も林も自信をもって活性化できる自信がないから、結局、そういう意見に出てくるんです。

例えば個々になりますけれども、私どもが太陽光発電パネルをNEDOの事業でやって、それはそれとして、みんなやっているところは農地なんです。特区内でやっているわけです。ですから、早く特区が特区でないような感覚にしなければならぬと思います。

例えば補助整備といったら、土手へ今度は太陽光パネルを並べますよ。これも特区内でやっているわけです。星野さんのところのワインもそうですね。特区内でやっているわけです。その特区が特区でないような見直し、規制緩和等々ができるようにならないのかという思いがあります。

ちょっと言いついでですから、補助整備の法面へ太陽光発電パネルを、これをまた特区みたいな格好で認めてもらいました。補助整備の土手というのは、皆さん御承知のようにたくさんあるわけです。農民にしてみれば、それを草刈りだけだ、それは確かに法面も農地であることは確かなわけですが、農地諸法の中では、それを特区でなくて、当たり前、作付け園でやったのではまずいですよ、そういうふうな規制の見直しを今回も位置づけてほしいなとは思っています。

例えばもう一つ、圃場のところへコンクリートを打てば、もう農地諸法では駄目なんです。私どものところでは、今度農業法人がハウス栽培をするわけです。2ヘクタールとか3ヘクタールという水耕栽培。そうすると、当然コンクリートという問題が出てきます。これは大きな壁になる。

農業用水路を発電して、発電所をつくらうとすると、農業用水路は農地を目的としているから、発電はうんぬんと、これも荒っぽくやってしまっ、後で怒られたくらいですので、そういう意味でくどくなりましたけれども、いろんな意味の見直し、規制緩和のお願いが、今、特区内でやっていますけれども、これが当たり前だみたいな見直しをしてほしいという気がします。

○小田審議官 吉田主査、いかがですか。

○吉田主査 皆さんの御意見を聞いていて、やはり共通している点は十分感じました。特に第1クルの時は、やはり同じような議論があったんですが、いろんな経緯もあって、どうしても長い歴史の中で規制改革の議論をされてきた、残りの大きな玉というのが幾つかありましたので、そういう議論になったと思うんですが、今、皆さんがおっしゃったように、規制・制度改革とは、そもそもこういうテクニカルな条文の規制緩和をすればいいという話ではないんです。やはり戦略とビジョンをある程度共有しないと、議論が成り立たないので、政策に対する提言みたいな議論が当然先にあるべきで、その中での、先ほど大上さんが言いましたけれども、ツールとしての、しかも規制の条文の改正だけではなくて、強化も緩和も含めてですけれども、もう一つ制度設計の提言があってもいいと思ってい

ます。それは省庁の組織であったり、補助金の在り方だったり、そもそも国の役割と民間の役割、地方の役割の組替えでやったりと、そういう議論があった上で、こういう具体的な落とし込みが必要なものについては落とし込むと、時間がありそうでなさそうな微妙な期間なんですけれども、できれば、そういう時間を、皆さんの御都合もあるんですが、是非設けていけたらいいのではないかと思います。

もう一つは、観光も農林水産業、今回は水産はないんですが、農林業に関しても、先ほど皆さんの議論の中で幾つかキーワードが出ていましたけれども、工場とか、企業誘致というのも1つの活性化の方法ですが、これはかなり消極的な要因で来ているわけですね。人件費が安いとか、土地が安いとか、そういう面ですと見ていくと、いわゆる産業、地方型の産業創出として、非常に定着性が高く、非常に効率性が高いのは、やはり農林水産業と観光なんです。私が勝手に地方型産業装置と呼んでいるんですが、それはどういうことかという、地域の資源をいかにフル活用して、そこで投資を呼び込んで利益を上げて回転させていくかという話ですから、そういう意味では、投資もお金という意味だけではなくて、人とかノウハウとかあらゆるものも含めて、この農林業と観光という分野にできるだけ多様な経営体、資源を呼び込んで、地域内で回転させていくということだと思うんです。

そのためには、先ほど言われたオープンにしていく部分と、それからどうしてもキャパシティの問題がありますから、制約しないといけないというのがあると思うんです。当然民間の中でも官民だけではなくて、民民の中でも官官の中でも役割分担の議論は、戦後の50年、私がいうと、昭和50年までの間とそれ以降は随分変わってきていますから、その間での根本的な見直しをしないと、先ほど澤浦さんが言った農業に経営を持ち込まなければいけない。これは競争という言葉であったり、オープンであったり、多様であったりということなんですけれども、そのために必要な改革とか、改革というのは新たにつくるものもあるし、なくすべきものもあるんですが、そういう議論を是非ここで実質的にしていただけたらと思っています。

その議論がなぜ大事かという、第1クールで政務間の折衝、調整があつて、私も参加させてもらったことがあるんですが、先ほど御指摘がありましたけれども、仕組みはできております。ちゃんと法律改正をして、こういう仕組みをつくっていますと、だからおっしゃっていることはわかりますけれども、今の仕組みの中でできますよと言われて終わるパターンが多い。実は仕組みが動いていない、運用面で様々な制約が実はかかっているというものが結構多い。

ということで、それを突破するためには、そこまでの議論を大きなマクロ感でもって、では動いているのかという話から入らないと、なかなか跳ね返される確率が高いと。

もう一つは、法改正を、例えば農業だと農地法の改正というのを去年やっていますね。5年後まで見直さないと、5年に1回見直しというルールがありまして、農協の組合法にして少しずついろんな改正をしてきているわけです。それをしているから、もう去年やったから、2年前に改正しているからということで、根本的な議論ができないという部分がある。

そういう意味では、皆さんがおっしゃっている抜本的な構造的な部分にメスを入れる議論というのをした上で、そういう具体的な話で折衝しないと非常に弱いものになるだろうなどは感じております。

○小田審議官 石森委員。

○石森委員 各委員の御意見、非常に重要な論点がたくさんあったんですが、このワーキングは、農林・地域活性化ということになっていて、これは大変重要なことで、ただ、残念ながら2つに分かれるような形ということですが、私は、一応、今、観光学をやっていますが、もともとは文化人類学という世界の諸民族というのをしている、最近の2003年の小泉政権以来、観光立国でようやく観光が国家的課題と、たった7年ですね。国立大学でまともに観光学が制度的に教育、研究され、たった2005年ですから、たった5年なんです。これは本当に日本の大学の怠慢で、少なくとも国立大学という意味において、税金で動いている大学も全く観光学を無視してきました。

ですから、そういう状況の中で、特に民主党政権になって、急激に観光が、ある場合には3Kで、環境、健康、観光プラスアジアで100兆円の需要創造なんだということで、長らく虐げられてきた、観光研究をやるというだけでばかにされてきた立場で言うと、ようやく市民権を得て、重要な研究をしておられますなど、ようやくこの数年言ってもらえるようになった。

だけれども、何か過剰期待というか、表層的というか、上滑りというか、今、政府の観光立国、インバウンドだって、2010年1,000万人、これは達成できませんよと、そうであるにもかかわらず、13年で1,500万人、16年で2,000万人、19年2,500万人という数字だけ踊って、3,000万人にするんだと、だから3,000万人の目標とするのはいいけれども、そう簡単ではないわけですよ。日本だけが観光やっているわけではないわけで、ましてや日本の場合は、これは地域活性化で必ずしも観光ワーキングではないからいいんですけれども、はっきりと言って、地域にどれだけ人材がきちんといるかと、地域で本当にどれだけきちんと金が投じられているかという、少なくとも北海道で言うと、道庁の観光予算はたった六億数千万です。それに対して、農林水産関係は2,000億投じています。

ですから、どこでも、今日も3人首長さんおられて、観光は大切だとおっしゃるけれども、はっきり言って全部口先だけなんです。気分としては、人が来てもらって、活性化が必要だと言うけれども、それでは、本当にちゃんと予算を投入して、いや、財政厳しき折、観光にそんな金は出せないんだと、現に観光庁の予算だって増えたと言うけれども、百二十数億ですから、ようやくジェット戦闘機1機分になったのかと、だけれども、先ほど私が言った中小企業庁の地域資源活用促進事業だけで120億投入されているんですから、そういう意味でいうと、私は観光庁の予算が少ないとあげつらっても仕方がないので、さっき言ったように、農商工等、等ですから、霞が関用語で等一字があるというのは重要ですね。だけれども、現実には観光分野には余り活用されていない。中小企業庁の地域資源活用促進事業でも、決してお金がないわけではないけれども、さっき吉田主査が地域の資源をうまく活用して、外の様々な資本とか人を地域にもってきて、元気をと、ここは全くそのとおりで、北海道の場合ですと、むしろ日本の企業は全部撤退に次ぐ撤退で、むしろ今、何が起きているかという、今年に入って急激に、1つは例えばマレーシアの華僑系資本が六百数十ヘクタールを買って、世界ナンバーワンのウィンターリゾートをつくと、そして、また香港の華僑系資本もシックススターのリゾートをつくるんだということで、中国も進出してきます。それをマスメディアは、土地が買いあさられる、とんでもないことになるというふうに言っていますけれども、まさに吉田主査のおっしゃるように、日本人が見るより、アジアが見た方が、例えば北海道なんていうのは、まさに観光魅力、観光資源の宝庫なんです。

だけれども、現実には、それでは本当に地域が観光で人を呼び込んで、地域活性ができていないかという、できていないんです。ですから、旧来の観光業、私はそれを御三家と呼んでおりますが、旅行業、宿泊業、運輸業、これがこれまでの日本の観光を動かしてきたわけですけれども、それだけではもはややっていけないと、本当に観光立国をきちんと地域に根付かせるためには、もっともっと地域に若い人たちが観光分野で、生涯をかけて見るぞというような形をつくらないと、それは旅行業にしても、物すごい離職率が高いですね。宿泊業においても非常に離職率が高い。本来は重要な分野で、私は観光立国を図るといえるのは、日本にとっても非常に重要な政策だと思いますけれども、何かというと、財政出動を伴わずに人が来てもらったら、お金を持ってきてくれるから、それでうまくいくんだと、だけれども、そんな安っぽい、観光客があふれて、本当に地域にとって、それですべて解決になるかという、決してそうではない。

ですから、今回、このワーキンググループ、1つはグリーンイノベーション、2つ目がライフイノベーション、3つ目が農林・地域活性化ですけれども、本当はソーシャルイノベーションワーキンググループだと、ライフとグリーンとソーシャル、ですから、これは決して観光が話題になっていますけれども、私は観光なんて、現在の日本で言うと、吉田主査のおっしゃるように、資源は物すごく重要なものがたくさんある。だけれども、本当にそれを活用して、そして、地域が、穂積さんのところが、観光も含めてきちんと将来成り立ちますと言える状態に、この10年で本当になるかという、そう甘くないですね。ですから、本当に大切だけれども、相当様々な仕組みをうまくつくっていかないと、やはり財政出動なしでうまくいくんだというのは、それは物すごい見方が甘くて、やはり大競争時代に入っていることは事実ですから、もう少し観光の怖さみたいなものも十分に認識した上で、何か地域活性化という観光なんだというけれども、私はそうではないと思うんです。やはり少なくとも都市部以外のところにおいては、農林水産、林業がしっかりしないと駄目ですね。そういうものと観光がどううまく連携が図れるか。

ですから、私は農商工等連携促進事業、330億も投入されていながら、なぜそれが観光事業にうまく生かされないのか、これは法的な問題もあります。これは私も提案させていただきますが、それだけではなくて、地域に人材がないということなんです。宿泊業がいるじゃないですかと、けれども、宿泊業が観光協会の会長をして、私は冗談で言うんですけれども、そういう人たちが地域の発展の足を引っ張っている。だから、いろんな人が、今、若い人でも地域で頑張ろうという人は増えてきているけれども、またよそ者が何かしていると、若者が、ばか者どもがと、地域の中核の人たちは、そうやって新しいことを起こす人に対して非常に冷ややかに見てしまう。だから、今、我々は北大で頑張ろうとしているのは、観光創造士という資格制度をきちんと、私は官公庁に国家資格でやれと言ったけれども、そう明な官僚の皆さん方は、10年かかるような事業は、大切ですねと言いながら、手がけないわけです。

だけれども、若い人で、そういう分野に踏み込もうという人はいるわけです。我々は北大でも教えています。だけれども、我々は大学院で教えていますから、数が限られます。それだけでは追いつかないから、地域で本当に頑張っている人たちに一定の要件を満たした人たちに対して、観光創造士という資格を与えることによって、地域もちゃんと資格を持って頑張っているんだということになり、

そういうことに対して、今、雇用促進で様々なお金が地域にいろんな形で流れ込んでいますけれども、だけれども、本当にそれで人が育っているかという、私は必ずしもそうではないと思うんです。

ですから、本当に地域にとって観光をきちんとしていくために何が必要かということは、それぞれの地域の事情もありますから、そういう意味では、地域活性化のワーキングの方は、首長さん3人いらっしゃるけれども、全員農林の方に行かれて、こっちの地域活性化の方は首長さんが入っていらっしやらないというのはとても残念で、やはり地域のことは地域がどんどん発言されないと、私はやはりおかしいことになるのではないかという危惧は感じます。

○園田政務官 1点ちょっと、ひょっとしたら私の申し上げ方に誤解があったかもしれませんが、決してこのワーキンググループが農林と地域活性化と2つに分断してということではないんです。一応、これからまた個別の案件を検討していきましょうねということで、これから検討会をそれぞれ設けてもらうんですが、当然ながら農林のことは農林のことだけやる、あるいは地域活性化のことは地域活性化のことだけをやるということではなくて、当然この皆さん方は、どちらも出ていただいても当然ながら結構でございますので、当然ながら私は農林の方で来たんだけれども、地域活性化の方も当然リンクしているからやっていきたいという方は、当然ながら地域活性化の方にも来ていただいて、一緒になって検討していただく、ここはフリーという形と想着ていますので、是非、皆さん方もどんどん積極的に入っていただければと思っております。

○斉之平委員 先ほどの金融の問題について、ただ規制緩和だけではなくて、例えば税制上の特典があるとより促進されるということがあります。税制上の特典もこの中に入っているわけですか。

○吉田主査 そうです。先ほどの話は非常に面白くて、自治体の場合は公募債ということで、結構融通が利くようになっていっています。昔から外国債の発行なんてありましたけれども、都道府県でも小規模債を県民に引き受けてもらったり、それから短期債にしたり、長期債にしたりと、自由にできるんです。それで、債券市場でも証券化するものと、引受銀行等で固定し市場流動化できないものというものを使い分けて、非常に積極的にやっている自治体もあるようです。

地域の住民を巻き込んでということができないかという、実は様々な自治体が検討してきた経緯があって、実験的にやった事例もあります。寝ている資源、つまり市民が持っているお金というのは非常に貴重な地域資源ですし、それを寄附するなり、若しくは運用として活用していく、資源を地域内で回転させていくということで非常に面白い発想だと思います。そのお金が農業につながったり、社会の1つの産業につながったりという形で、よくあるのは、いわゆる自治体の財政が逼迫している中で、官と民の役割を見直して、これは民間で例えば文化事業をやろうとか、そういうものの財源として使ったりということで非常に面白いシステムです。これだと制度創設というか、制度設計みたいな提言にはなると思うんですが、プラス、その設計をするためには、この法律とこの法律のこの条文をなくさなければいけないとか、変えなければいけないというのが出てくる、そういう議論ではないかと思えます。

○小田審議官 ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、園田主査。

○園田政務官 今日は本当に初回からといいますか、前回からの続きの方は、本当にありがとうございます。

います。また、今回から加わっていただきました委員の皆さん方には、本当に初回から積極的な御発言、御提言を頂いてありがとうございます。

今後、こういう場を、今日は2時間という時間でございましたけれども、なるべく多くの時間を私どもも取ってまいりたいと思っておりますので、どうぞ、忘たんのないと言いますか、本当に先生方からのいろいろな御示唆等、今まで研究されていた成果を、この場で発揮をしていただいて、それも発揮するだけではなくて、あとはいかにそれを実現、実行に移していくかというところに、私どもは心掛けをもっていきたいと思っておりますので、是非、今後とも皆さん方の御意見、御指導をよろしくお願い申し上げます、本日の私からのお礼の言葉とさせていただきます。

引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○小田審議官 あと、最後に事務的な連絡でございますが、さっきどちらの検討会にも出入り自由でございますと申し上げて、その後に日程を申し上げるのも大変恐縮なんですけど、個別の検討会が、日程調整上、11月2日に農林検討会、これが15時から17時でございます。地域活性化検討会が、実は同じ11月2日の、ちょっと1時間重なりまして、16時から18時でございますので、ちょっと重なった1時間は大変申し訳ないんですが、前の1時間、後ろの1時間をうまく活用していただいて、お顔を出していただくと。

○石森委員 さっき私が言ったのは、委員の意識として分けて、農林だけ、私はやはり農業、林業のことも非常に観光とのかかわりでいろいろ考えていますから、ですから、会議そのものは当然お忙しい皆さんですから、当然分かれてというのはあります。ただ、意識としては、なるべくお互いにクロスオーバーが必要であると。

○小田審議官 こういう個別の検討会を積み重ねていただくか、何回かやって、とにかくワーキンググループは、交互に当然開いていこうと思っております。

それで、この個別検討会が11月2日でございますので、あらかじめ私どもの方からお願いいたします、各委員の方からの御提案、これを今週中でお願ひしているんですね。11月1日に、前日までにお出しただければ、もちろん、それは個別の規制項目であっても結構でございますし、今日、御意見が出たような制度見直しといったものでももちろん結構でございます。そういうのを出していただいた上で、また委員の方で御議論をいただければと思っておりますので、どうぞ、よろしく願い申し上げます。